

甲州子第 92 号
令和2年5月1日

市内保育所、認定こども園通所児童保護者 各位

甲州市長 鈴木 幹 夫
(公 印 省 略)

緊急事態宣言措置の延長に伴う保育所等における登園自粛のお願い
及び緊急事態宣言措置期間中における保育の意向確認について

平素より、本市幼児教育・保育行政につきまして、多大なるご理解とご協力を
いただいておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、国内の新型コロナウイルス感染症は依然として終息の気配を見せず、4
月16日に全都道府県に発令され5月6日までとされておりました緊急事態宣
言も、期間が延長されました。

私たちが、この新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めることによって、
医療従事者等、現場にて対応していただいております多くの方々の負担を少し
でも和らげることとなり、医療体制の確保や大切なお子様の感染リスクの軽減、
また、地域の安全安心へとつながります。

大切なお子様を守るため、各園では保育体制を確認し整える必要があること
から、緊急事態宣言延長期間における保育の意向を確認することといたしました
のでご協力をお願いします。

各々のご家庭にはそれぞれの事情があることは存じますが、各園におきま
しては、園長先生の適切な指導のもと、保育士さんはお預かりしております大切
なお子様を安全に保育することに日々傾注しております。この緊急事態を乗り
越えることを第一義としていただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に
努めるため、調査へのご協力とともに、勤務を要しない日や育児休暇中など、ご
家庭での保育が可能な場合や祖父母等のご協力が得られるご家庭につきましては
は、できる限りお子様の登園を控えていただきますよう、引き続きご理解とご協
力を重ねてお願い申し上げます。

甲州市役所 子育て支援課 保育所担当 電話 32-5081
